

# 市営住宅入居者の募集案内

藤 枝 市 建 築 住 宅 課（市役所 東館2階）

〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11-1

TEL (054) 643-3481

FAX (054) 643-3280

- ・ 申込書は、申込者又は同居予定者が直接、建築住宅課へ持参してください。
- ・ 申込の受付は、土、日、祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分 です。

## 申込資格

## (入居資格)

次の条件を全て備えていることが必要です。

- ① 現に同居し又は同居しようとする親族があること。ただし、離婚調停中などの特別な理由がなく夫婦が別居したり、世帯員以外の者を同居させるなどの不自然な世帯の申込はできません。

なお、次の場合は同居親族に含みます。

- イ、婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方。  
ロ、入居可能日から3ヶ月以内に同居できる婚姻予定者。

- ② 現に住居に困窮している方。(現在市営・県営住宅に入居されている方は不可)

- ③ 申込者及び同居しようとする親族の過去1年間の収入から算出した金額が、次の基準額に該当すること。

- イ、一般世帯 月額 158,000円以下 …収入分位1~4  
ロ、裁量世帯 月額 214,000円以下 …収入分位1~6

※ 収入区分については、以下のとおりです。

		0	~	104,000円	収入分位 1	
		104,001	~	123,000円	収入分位 2	
合計	〔 本人を除く 特別控除 〕	123,001	~	139,000円	収入分位 3	
所得金額 -		同居親族数 × 38万円 + の金額	139,001	~	158,000円	収入分位 4
		12ヶ月	158,001	~	186,000円	収入分位 5
			186,001	~	214,000円	収入分位 6

◎ 給与所得者は給与所得控除後の金額が所得金額となります。

◎ 次のような場合は、特別控除の金額が加算されます。

- a 本人又は同居親族が老人扶養親族(10万円)、特定扶養親族(25万円)、障害者(1級~2級 40万円、3級~4級 27万円)等に該当する場合  
b 寡婦又は寡夫(27万円)控除の対象となっている場合 など

- ④ 確実な連帯保証人のある方。 … 4ページ②参照

- ⑤ 市内に住所又は勤務場所を有する方。

- ⑥ 市町村税の滞納をしていない方。

- ⑦ 申込者を含めた同居世帯員のいずれかに、「藤枝市暴力団排除条例」(平成24年藤枝市条例第40号)第2条第3項に規定する暴力団員がいない方。

- ⑧ 単身者の入居については上の②~⑦に該当し、次のイ~トの何れかに該当する方。

(別紙「藤枝市営住宅一覧表」備考欄参照)

(注) 常時の介護を必要とする方で、居宅において必要な介護を受けることができない方の申込はできません。

イ、60歳以上の方。

ロ、身体障害者手帳に記載された障害の程度が1級~4級までの方。

(戦傷者は特別項症~第6項症・第1款症)

ハ、療育手帳に記載された障害の程度がA及びB又は同程度と認められる方。

ニ、精神障害者福祉手帳に記載された障害の程度が1級から3級までの方。

ホ、生活保護を受けている方、原子爆弾被爆者認定者、海外からの引揚者で5年を経過していない方。

ヘ、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。

ト、配偶者暴力防止等法に規定する被害者。

- ⑨ **裁量世帯**は入居者又は同居者が下記のいずれかに該当する方。  
 イ、身体障害者手帳に記載された障害の程度が1級～4級までの方。  
 ロ、療育手帳に記載された障害の程度がA及びB又は同程度と認められる方。  
 ハ、精神障害者福祉手帳に記載された障害の程度が1級から2級までの方。  
 ニ、戦傷病者手帳(特別項症から第6項症まで又は第1款症)の交付を受けている方。  
 ホ、原子爆弾被爆者の認定を受けている方。  
 ヘ、引揚者で本邦に引揚げた日から5年を経過していない方。  
 ト、世帯主が60歳以上の方であり、かつ、同居者のいづれも60歳以上である場合。(同居者のいづれもが18歳未満である場合を含む)  
 チ、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。  
 リ、同居者に中学校就学前の子どものいる世帯。

## 提出書類

(申込世帯状況により提出書類が異なりますので、事前にご確認ください)

- ① **入居申込書**……申込時現在の状況で、必要事項を全て記載したもの。  
 (現住所の電話番号欄には、平日8:30～17:30頃で確実に連絡が取れる時間帯の電話番号を記入してください。(記入事項の問合せ等に必要のため))
- ② **住民票**………申込者及び同居しようとする親族全員のもの。  
 (本籍記載のもの) (別居扶養親族も含みます)
- ③ **申込者及び同居親族で収入のある方のそれぞれの収入を証明する書類**
- I、給与所得の方  
 イ、所得課税証明書(市町等長発行で最新のもの)  
 ロ、源泉徴収票(現勤務先で発行のもの)コピー可 ※ 勤務先の変更のない方。  
 ハ、収入証明書(現勤務先で証明したもの) … ※ ロの源泉徴収票の写しを貼付け
- II、確定申告をしている方  
 イ、所得課税証明書(市町等長発行で最新のもの)  
 ロ、確定申告書の写し
- III、年金を受給している方  
 イ、所得課税証明書(市町等長発行で最新のもの)  
 ロ、公的年金等の源泉徴収票(ハガキ) … ※ コピー可
- IV、無収入の方  
 申込者及び同居親族が無収入で、上記の書類では無収入であることが不明な方はそれを証明する書類  
 イ、所得課税証明書(市町等長発行で最新のもの)  
 ロ、退職証明書、離職票、雇用保険受給証など

上記イ の証明書の発行

- ・「本年1月1日に藤枝市内に住民登録がある方」は市役所西館2階納税課等で発行しています。
  - ・所得課税証明書が発行できない場合「課税証明書」又は「所得証明書」を代わりにお取りください。なお、「所得証明を申請する場合」は市役所西館2階課税課で所得の申告をしていただく必要がありますのでご確認ください。
- ◎下記④を含めて、住民登録上同一世帯の親族以外の方が申請する場合は『委任状』が必要となります。

- ④ **市町村税完納(納税)証明書(市町等長発行のもの)**  
 市役所西館2階納税課又は岡部支所で発行していますのでご確認ください。
- ⑤ **婚約証明書** … ※婚約中の申込者
- ⑥ **単身入居の入居者資格認定のための申立書** … ※単身での申込者
- ⑦ **その他市で必要とする書類**

## その他の注意事項

- ① 募集戸数に対し、申込件数が上回った場合は公開抽選となります。
  - ・募集戸数に満たない場合でも入居する部屋を決める抽選がある場合があります。
  - ・公開抽選は、原則として申込者本人の出席が必要となります。  
(ご本人が出席できない場合は、委任状にて、同居予定の方、連帯保証人の方のみ代理出席が可能です。)
  - ・公開抽選に出席できない場合は棄権とさせていただきます。
  - ・抽選については別途お知らせします。
- ② 連帯保証人は、原則として保証能力のある市内在住の親族の方。  
連帯保証人は、入居者が万一家賃を滞納したり法令等に違反した場合、入居者に代わって一切の責任を負っていただきますので、連帯保証人になっていただく方にあらかじめ充分説明してください。  
(入居決定後、手続の際には保証人の実印、所得証明書等が必要になります。)
- ③ 入居決定の場合は、家賃の3ヶ月分を敷金として納入していただきます。
- ④ 家賃は毎年度、入居者の収入などによって変更となる可能性があります。
- ⑤ 入居後、家賃は毎月末までに当月分を必ず納入してください。  
(家賃の支払方法については、銀行窓口にての納付制のみであり、現在、口座振替等是对応しておりません。)
- ⑥ 入居後は、その団地が所属する自治会(町内会)に必ず加入していただきます。
  - ・入居後、自治会で行う行事に参加していただくとともに、団地内の清掃や草刈り等を定期的に行っていただきます。
  - ・入居者の内から団地役員を選出していただきます。なお、自治会の役員や当番への就任は、原則拒否できません。
- ⑦ 市営住宅では、犬、猫、ニワトリ等動物を飼うことはできません。また、団地内でのエサやり行為等は禁止していますので、飼育等が判明した場合は住宅を明け渡していただくこともあります。
- ⑧ 市営住宅には、生活習慣などが違う多くの世帯が住むことになります。  
ある程度 of 生活音は避けられません。音に関するトラブルを予防するために、特に夜間や早朝にお互い気を付けてください。入居者間の個人的トラブルについては、市は原則的に関与いたしません。
- ⑨ 住宅退去時には、各自で設置したもの(照明器具、ガスコンロ、インターネット等)はすべて撤去してください。また、畳の表替え、襖の張り替え及び汚損・破損箇所の修理を入居者負担でお願いします。
- ⑩ その他の費用  
駐車場使用料、共益費等です。  
(共益費等は、団地内で維持管理する共同施設に要する費用及び、自治会費等です)